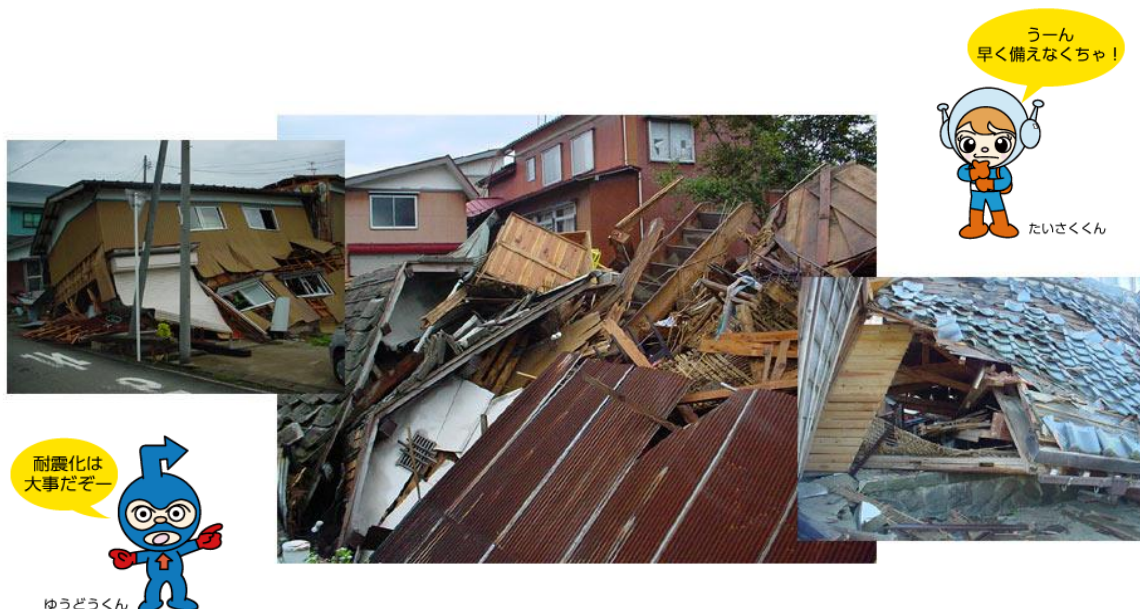


高知市木造住宅耐震診断士派遣事業



～ 次の南海地震に備えるために ～

阪神・淡路大震災や東日本大震災、2016年に起きた熊本地震などで、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅には、建物の倒壊などを含む多くの被害がでています。南海地震は「今後30年以内に70%程度の確率で発生する」との予想もされており、被害を軽減するため旧耐震基準の木造住宅は、耐震化が必要です。

耐震診断とは、既存の建築物の構造強度を調べて、今後、起こりうる地震に対する耐震性を計算によって導き出し、建物が受ける被害の程度を数値的に把握することです。これにより建築物の持つ地震に対する強さや安全性を判断できます。

高知市では、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進・支援するため、耐震診断士を派遣する事業を行っています。

高 知 市

高知市木造住宅耐震診断士派遣事業

1. 事業の内容

この事業は、地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、木造住宅の耐震診断の費用の一部を国・県・高知市が助成し、市民の耐震対策を支援するものです。

住宅耐震診断を希望する市民の皆様に「高知県木造住宅耐震診断士」を派遣し、診断を行うものです。

2. 対象となる住宅

高知市内の次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

- ① **昭和 56 年 5 月 31 日以前**に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延べ床面積の 1/2 未満であること）
- ② 在来工法（軸組構法・伝統構法）で建てられたもの
- ③ 賃貸住宅（共同・長屋住宅含）は、耐震診断について借主の同意を得ているもの
- ④ 販売を目的としないもの
- ⑤ 過去に高知市の住宅耐震診断士の派遣を受けたことがないもの

（※注 1）丸太組構法、工業化住宅（プレハブ住宅等）、ハウスメーカーで建築した枠組壁工法の住宅は対象外です。

（※注 2）主要構造部に異なった構造を用いている混構造であっても、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

3. 診断費用

無料

4. 診断を受けられる方

対象となる住宅の所有者及び所有者の家族に限ります。

5. 耐震診断士について

「高知県木造住宅耐震診断士」（以下診断士という。）とは、一級、二級及び木造建築士で、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し、登録を受けた方です。

診断士は、市民からの依頼を受け業務として診断を実施します。診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計」等はいりません。

6. 住宅耐震診断の流れ

① 事前相談・申込書の入手

- ・ 高知市建築指導課窓口で、住宅耐震診断の相談を受け付けます。
- ・ 相談をする際に、建物の登記事項証明書（法務局発行）や固定資産税課税通知書の課税明細書（いずれもコピー可）をお持ちいただき、対象住宅であるかどうかや、申込手続等の説明を受けてください。

② 耐震診断の申込み

- ・ 建築指導課に「高知市木造住宅耐震診断士派遣申込書」（様式第1号）を提出してください。
- ・ **建物の登記事項証明書（法務局発行）や固定資産税課税通知書の課税明細書（いずれもコピー可）**を添付してください。
- ・ すでに診断士が決まっていれば、必ず診断士の了解を得ておいてください。特に希望がない場合は、受託団体にて診断士を選定します。

③ 診断士派遣決定通知書の受取

- ・ 申込内容審査後、派遣診断士が決定したら診断士派遣決定通知書を送付します。
- ・ 調査日には訪問した診断士名を必ずご確認ください。
- ・ 対象住宅でない場合は、その旨を後日連絡します。

④ 診断日の確認

- ・ 診断日時は、事前に診断士から連絡がありますので、話し合いにより決定してください。

⑤ 耐震診断の実施（立会い）…詳しくは4ページの【診断の内容など】を参照してください。

- ・ 診断士が「高知県木造住宅耐震診断士登録証」を提示し、原則として所有者立会いのもと、診断（調査）を行います。

⑥ 診断結果の受取【住宅耐震診断結果報告書受領書（様式第3号）に記名】

- ・ 後日、診断士が再度お伺いして診断結果報告書を渡し、その内容をご説明します。
- ・ 診断結果報告書を受け取りましたら、受領書に氏名等の記入をして、診断士にお渡しください。

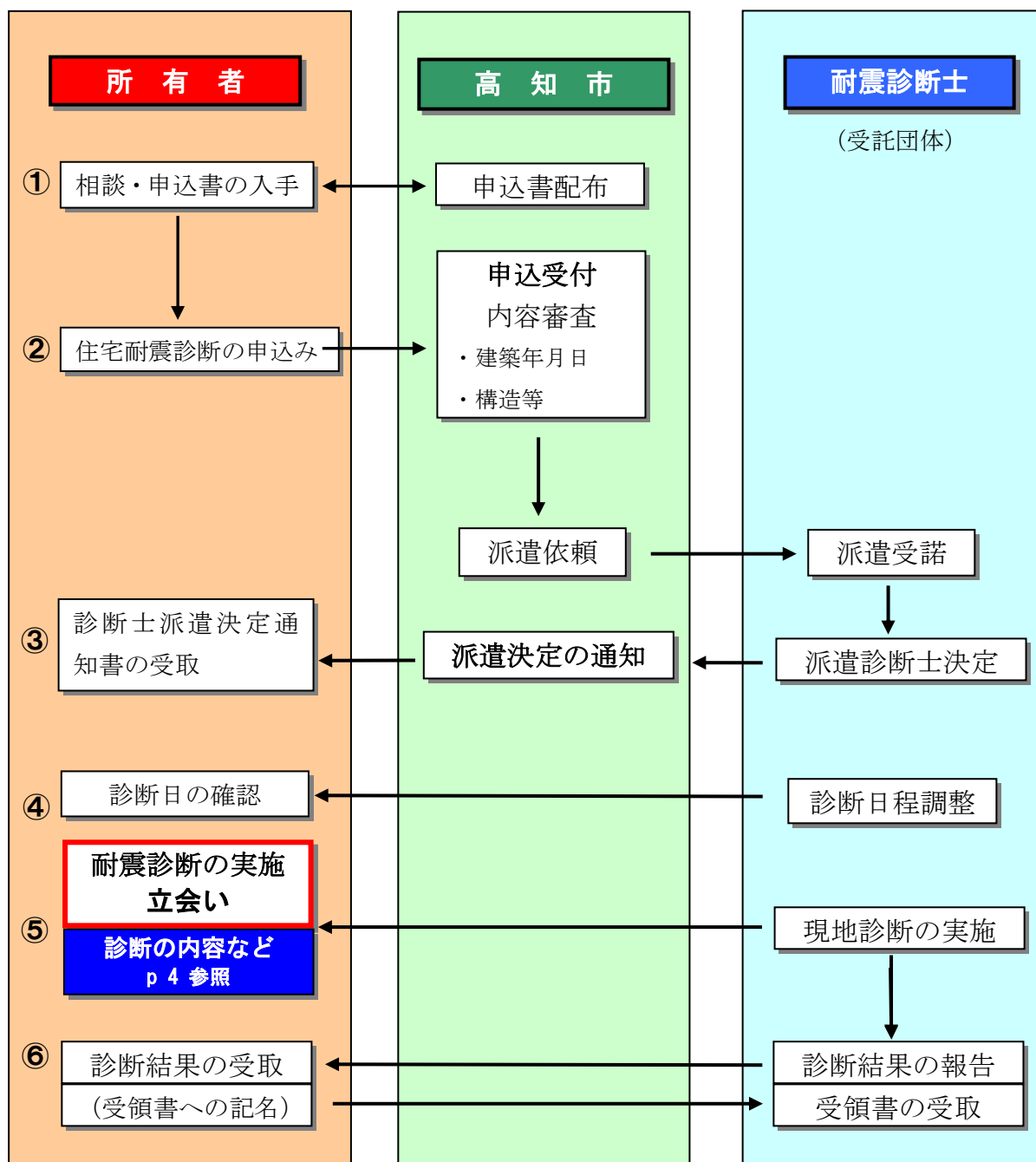
- ◇ 診断結果で不明な事項はその場で説明を受けてください。
- ◇ 建物によっては、報告書提出まで日数を要する場合があります。
- ◇ 診断結果は第三者に公表することはありません。

申込月 と 診断月	申込月	派遣決定通知書の送付	診断月
	1月	4月末頃	5月
	2～4月	5月末頃	6月
	5～12月	翌月末頃	申込月の翌々月

住宅耐震診断の流れ

申込書入手から診断結果報告書受取までは以下の流れとなります。

2 ページの①から⑥までと照らし合わせながらご確認ください。



7. 留意事項

- この事業は木造住宅の耐震診断を行うものです。その後の耐震補強工事を義務付けるものではありません。また、耐震診断は大規模な地震に対して、木造住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

診断日当日の準備とお願い

診断は診断士による目視で行います。より確かな診断結果を得るには、所有者の情報提供が欠かせません。とりわけ以下の項目が大切です。

- (1) 診断士による聞き取りには可能な限り回答してください。
- (2) 建設当時の**確認通知書や工事写真等の資料**があれば提示してください。
- (3) 不安に思う箇所は事前に診断士に伝えてください。
- (4) 床下及び天井裏をのぞく**点検口をできる限り確保**してください。

診断日当日の流れ

1. 診断士の確認と業務説明

診断士が登録証を提示しますので、事前に連絡のあった診断士かどうか確認してください。その後に診断士から耐震診断業務について説明があります。

建物の概要を調査し、診断適用範囲の建物かどうかを判断します。

(丸太組構法住宅などの対象外建物であると判明した場合は診断を中止します。)

2. 診断の項目

- ① 高知市地盤図を参考にして、地盤の種別を判断します。(このとき、診断士から宅地が盛土か埋め立て地か等の聞き取りがありますので、分かる範囲で教えてください。)
- ② 床下点検口や基礎周囲を見て、基礎の種別・状態の確認をします。
- ③ 外観目視で屋根材の種類、状態を確認し、床を歩行し床組の状態を確認していきます。
- ④ 図面がない場合は新たに平面図を診断士が作成しますので、部屋の実測を行います。
- ⑤ 壁内の筋かいの有無を調査していきます。

※ 押入れ内の天井裏点検口から筋かいの有無等を確認しますので、押入れを片付けて診断士が調査できるようご協力をお願いします。

- ⑥ 建物の全景及び老朽度の分かる箇所を3枚程度撮影します。

※ 調査方法等に不明な事項があれば、その場で説明を受けてください。

(右写真)

押入れ内の天井裏点検口から
筋かいの有無等を確認



住宅耐震診断に関する Q&A

Q. なぜ、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅だけが対象となるのでしょうか？

A. 昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日に建築基準法が改正され、新耐震設計基準となりました。旧基準で建築された木造住宅は、新基準で建築された住宅に比べ、倒壊等の被害が高い割合で発生することが想定されるためです。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、2016 年に起きた熊本地震でも、旧基準で建築された住宅に大きな被害が見られました。

Q. 昭和 56 年 6 月以降に増築している建物は、住宅耐震診断の対象となりますか？

A. 昭和 56 年 6 月以降に増築した部分が、構造的に一体で増築している場合はその建物全体を診断対象とします。

構造的に別で増築している場合は、増築部分を除いて昭和 56 年 5 月以前に建築した部分のみを診断対象とします。

Q. 住宅耐震診断の結果「安全です」となりました。もう地震が来ても大丈夫ですか？

A. この診断は地震に対して木造住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、「安全です」の意味は建物に損傷を受けることがあっても倒壊して人命が失われるほどの被害は受けまいだろうということです。

なお、その診断結果は調査時点での診断状況ですので、その後の経年劣化に対しても十分な維持管理をお願いします。

また、どんな丈夫な家に住んでいても、地震のときに家具が倒れたり物が落ちるようでは安心できません。お部屋の中をよく点検し、家具の固定等の安全対策も行ってください。

Q. 耐震改修工事や補強工事とは、どのような工事ですか？

A. 補強には、部分的に壁を増やしたり、柱や土台を金具で補強するなどいろいろな方法があります。住宅耐震診断を行うことにより、弱い部分を明らかにし、より効果的な耐震計画・補強設計を行うことが大切です。また、リフォーム工事とあわせて一緒に検討するのも一つの方法です。専門家に診断結果を見せてご相談することをお勧めします。

記入例

令和 7 年 4 月 1 日

高知市長

様

〒 780-0870

申込者 住所 高知市本町五丁目 1-45

ふりがな こうち たろう

氏名 高知 太郎 (※)

電話番号 823 - 9470

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申込者が自筆で記載してください。

高知市木造住宅耐震診断士派遣申込書

高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、耐震診断士の派遣について、次のとおり申し込みます。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

建築物	所在地	高知市 本町五丁目 1-45		
	所有者	高知 花子 (申込者との関係) 妻		
	建築時期	昭和 50 年 10 月頃 竣工 ・ 不明		
	階数	2 階		
	延べ床面積	150.0 m ²		
希望する診断士等	①診断士 (指定)		②受託団体の選定	
			希望なしは○を入れてください。 ○	
診断する希望月等について	月	曜日	時間帯	
	7月	平日・土曜日・日曜日	午前・午後	
備考 (増築等があれば記入すること。)	昭和 54 年に 2 階を一部増築			賃貸住宅の場合は、借主の方の同意書が必要となります。

建築時期が分かるものをご持参ください。
(建物の登記事項証明書や固定資産税課税通知書の課税明細書のコピー等)

診断士が決まっていれば診断士の了解のもと、氏名を記入してください。

希望なしは○を入れてください。

申込をいただいてから診断を行うまで概ね 2 ヶ月必要です。

【添付書類】

- ☐ 診断を希望する建築物の付近見取図
- ☐ 建築年及び延床面積がわかる書類の写し (固定資産税納税通知書や登記事項証明書など)
- ☐ 賃貸住宅 (共同住宅及び長屋等を含む。) の場合、借主全員の同意を得た同意書 (任意様式)



高知市役所都市建設部
建築指導課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

本庁舎 5階

TEL (088) 823-9470

FAX (088) 823-9454

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>

E-mail : kc-171300@city.kochi.lg.jp



耐震診断派遣事業